

平成29年改正職業安定法の施行状況について（指導監督等）

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

概要

平成29年改正職業安定法の適正な履行状況把握のため、職業紹介事業者、求人企業及び労働者供給事業者について実施した指導監督の結果をまとめたもの。

○ 集計対象者

- ・ 職業紹介事業者：281事業者
- ・ 求人者：213社
- ・ 労働者供給事業者：29組合

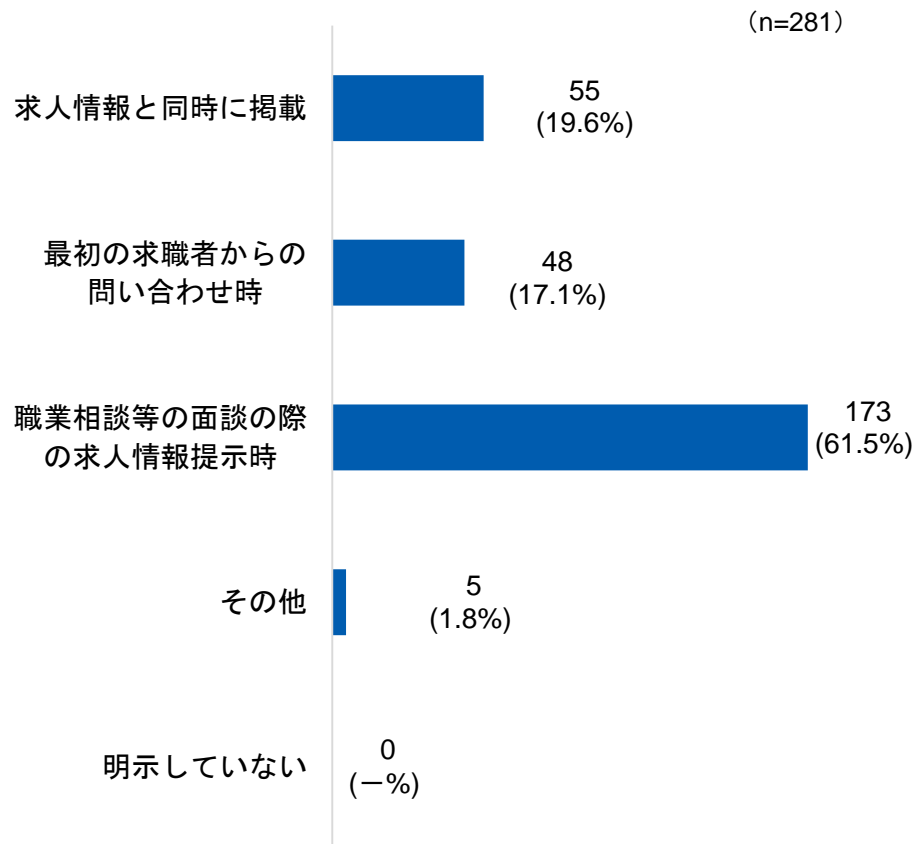
○ 集計対象実施期間

- ・ 令和3年6月10日～8月13日

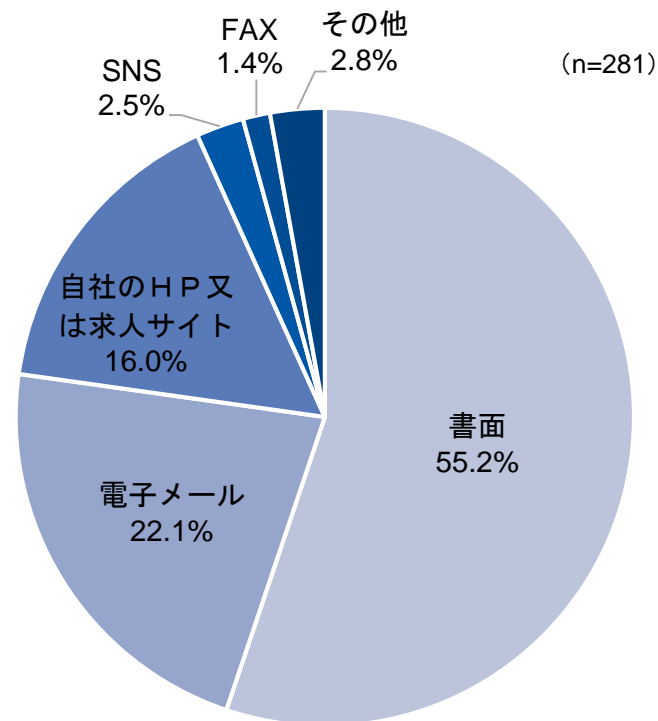
職業紹介事業者 — 求職者に対する労働条件の明示① —

- ・ 約6割の事業者が「職業相談等の面談の際の求人情報提示時」としている。
- ・ 求職者に全ての労働条件を明示する時期は職業相談等の面談の際の求人情報提示時とする事業者が6割。
- ・ 求職者に対する労働条件の明示の方法として最も多いのは「書面」であるとする事業者が大半。

1. 求職者に全ての労働条件を明示する時期（最も多いもの）



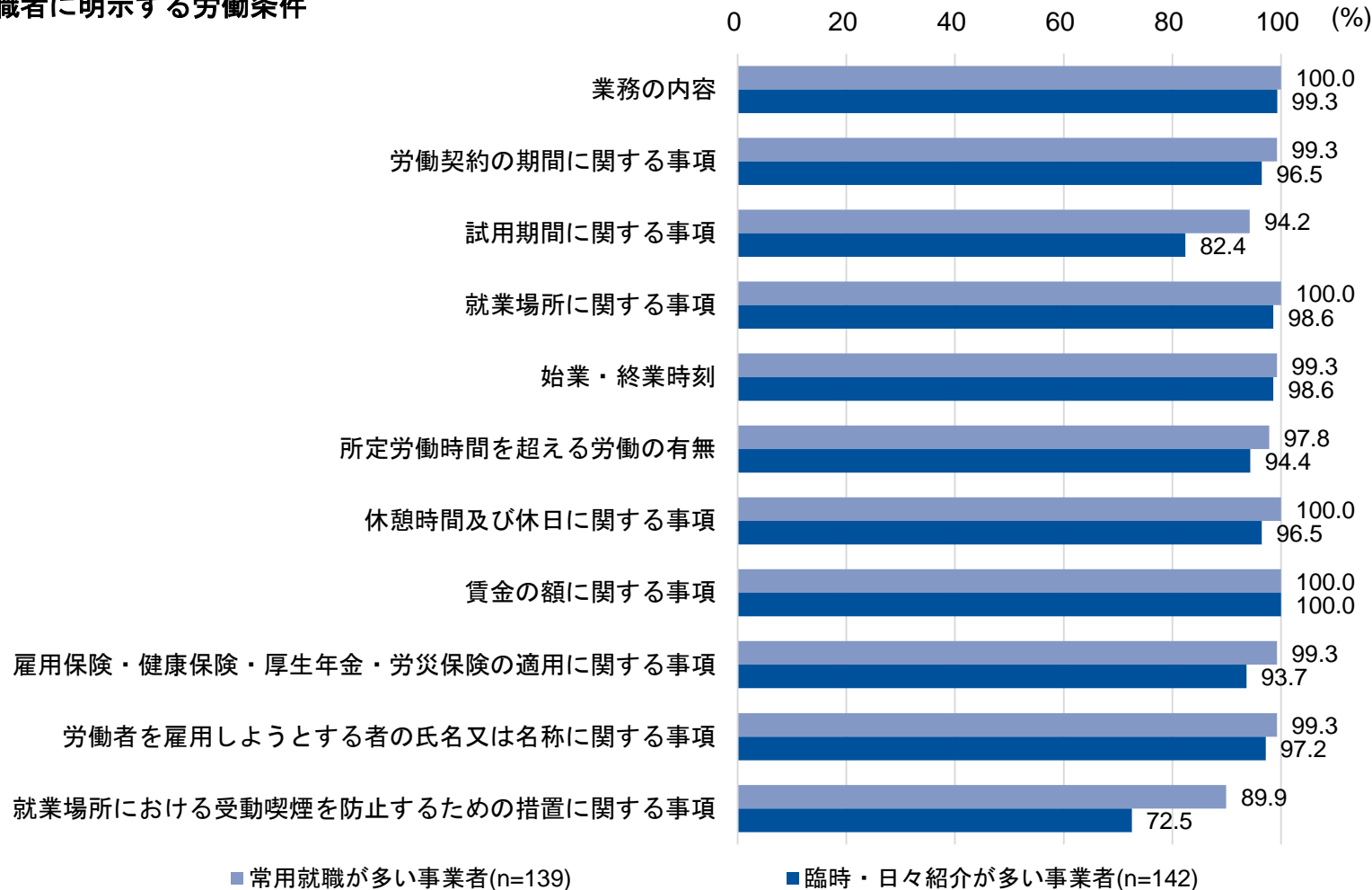
2. 求職者への労働条件の明示方法（最も多いもの）



職業紹介事業者 — 求職者に対する労働条件の明示② —

- 求職者に明示する労働条件に「試用期間に関する事項」や「受動喫煙防止に関する事項」を含めていない事業者が一定程度確認された。

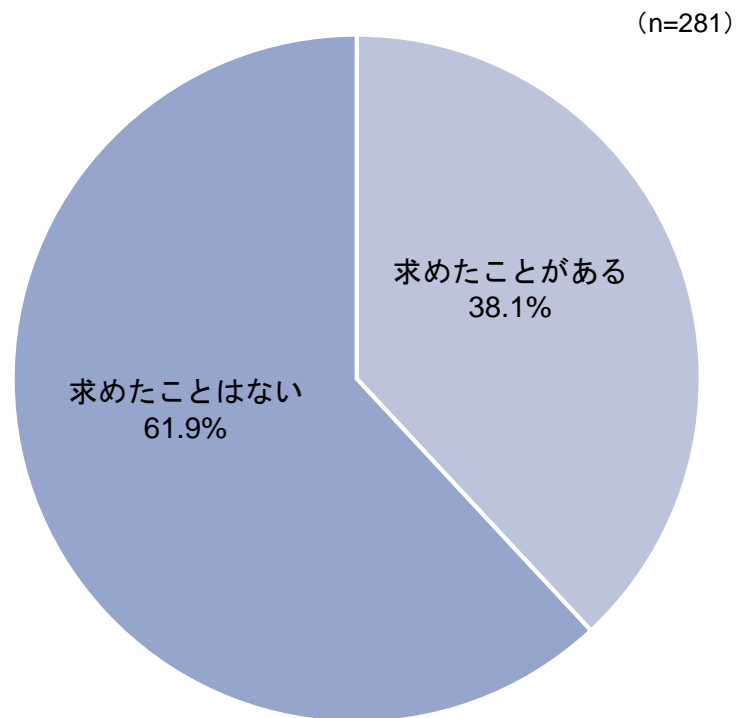
3. 求職者に明示する労働条件



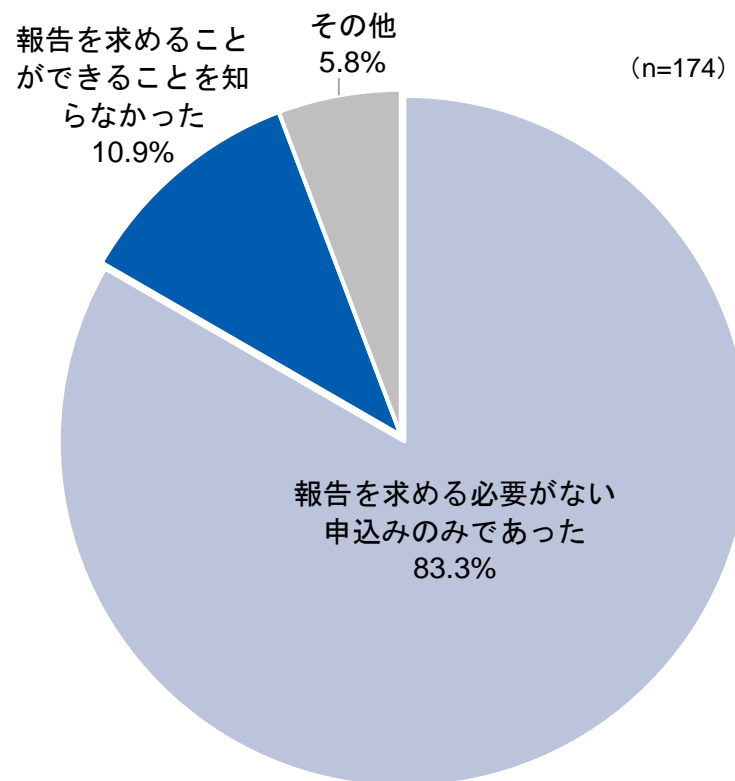
職業紹介事業者 — 求人への不受理① —

- ・ 求人への不受理の対象となるか否かの確認のために、求人者に報告を求めたことがあるとする事業者は約4割

1-1. 求人への不受理に当たり、求人者に報告を求めたことがあるか



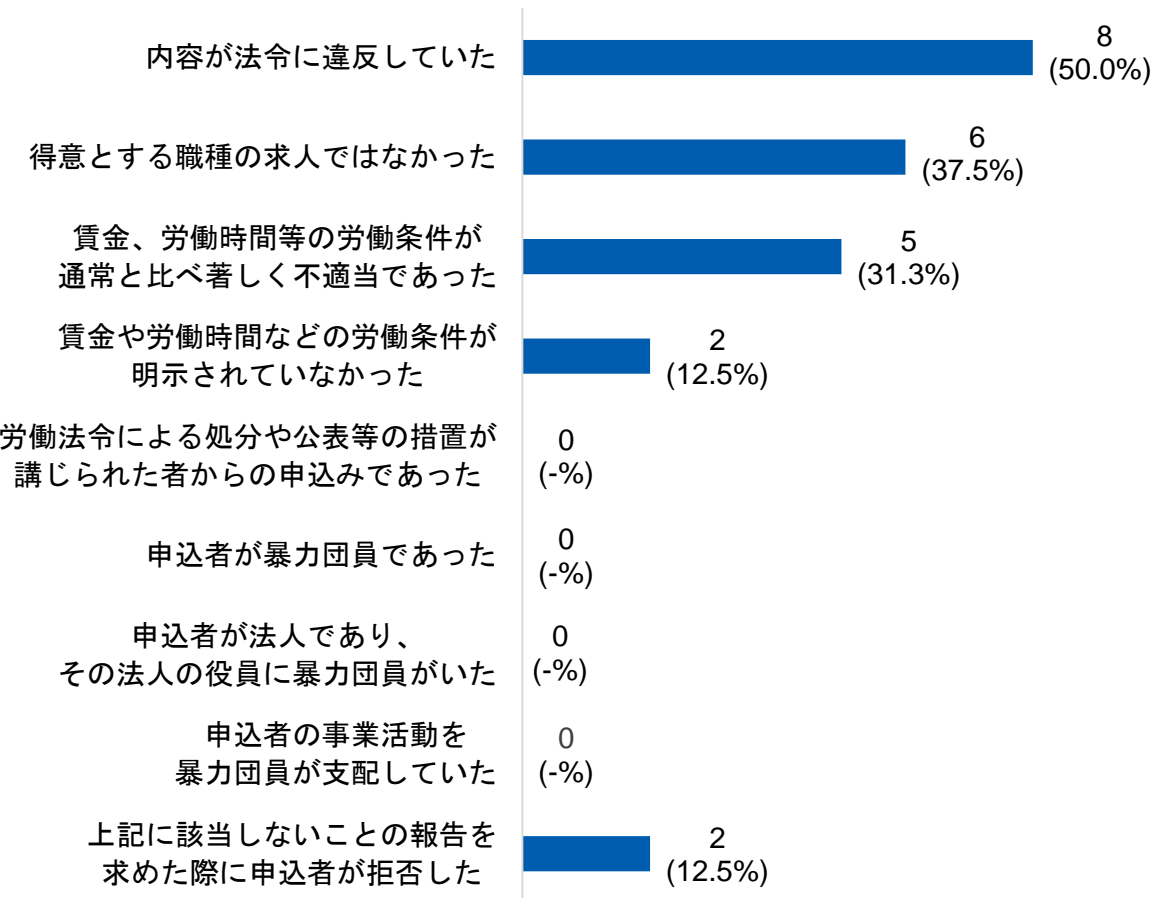
1-2. 求人者に報告を求めたことがない理由



職業紹介事業者 — 求人への不受理② —

2. 求人を不受理とした理由

求人を不受理としたことがある事業者 16事業者 (5.7%)



(参考) 公共職業安定所における求人への不受理登録件数

	2020年度 [R2]
求人への不受理登録事業所数 (※)	722
主な違反条項	
労基法15条1項 (労働条件の明示)	28 (3.9%)
労基法24条1項 (賃金の支払)	80 (11.1%)
労基法32条1項 (労働時間: 週40時間)	87 (12.0%)
労基法32条2項 (労働時間: 1日8時間)	52 (7.2%)
労基法37条1項 (時間外、休日の割増賃金)	151 (20.9%)
労基法37条4項 (深夜の割増)	31 (4.3%)
最賃法4条1項 (最低賃金の効力)	222 (30.7%)

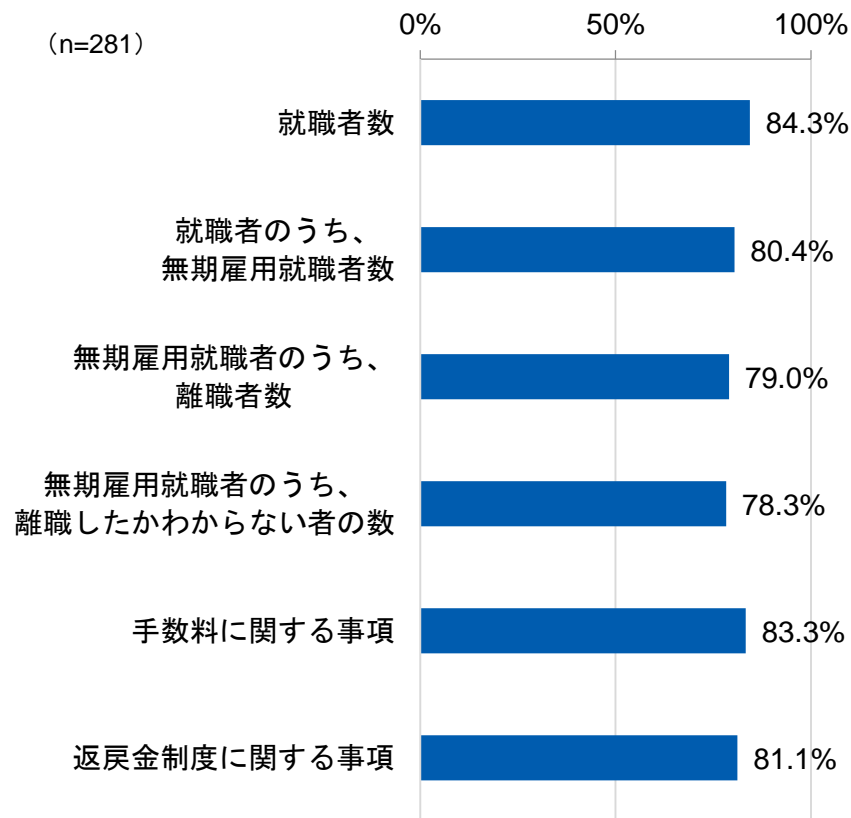
※「労働基準関係法令違反事業場」情報をもとに、公共職業安定所において、「不受理対象事業所」としてシステム登録をした事業所の数。

※ () 内は「求人への不受理登録事業者数」に占める割合。

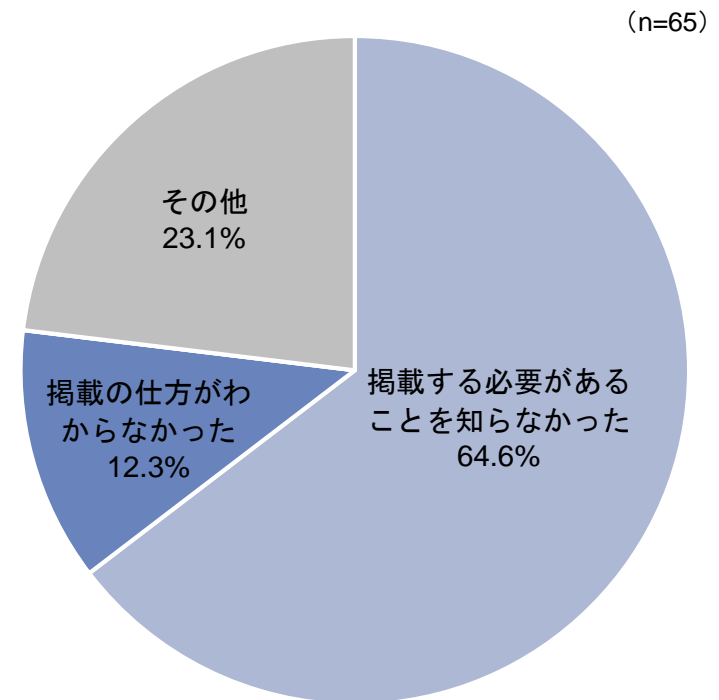
職業紹介事業者 — 人材総合サービスサイトの利用 —

- ・ 人材サービス総合サイトへの各項目の掲載割合については、それぞれ約8割
- ・ 人材サービス総合サイトに未掲載の項目がある事業者はその理由を尋ねたところ、大半の事業者が「掲載する必要があることを知らなかった」とするもの

1. 人材サービス総合サイトに掲載している項目



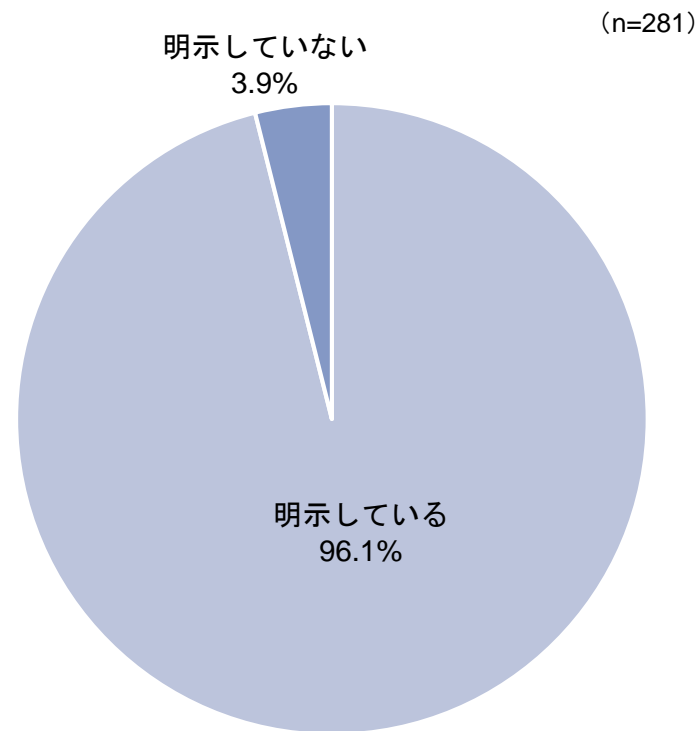
2. 掲載していない項目がある場合、その理由



職業紹介事業者 一手数料

- 求人者から徴収する手数料については、ほとんど全ての事業者において求人者に明示されている。

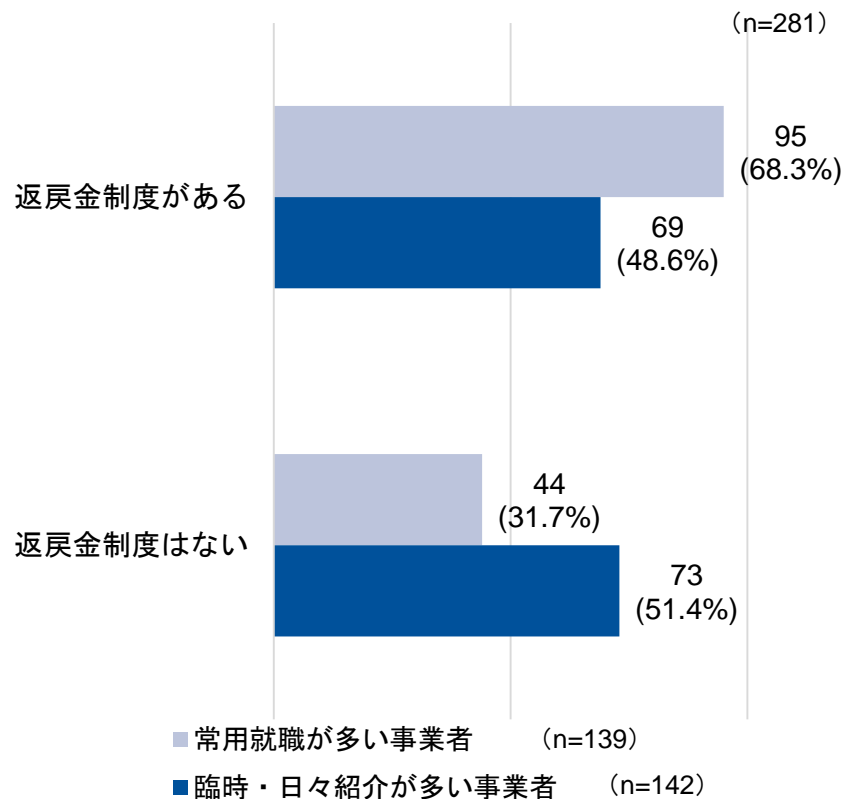
1. 求人者から徴収する手数料について、求人の申込みを受理した後、速やかに求人者に書面、FAX、電子メール等で明示しているか



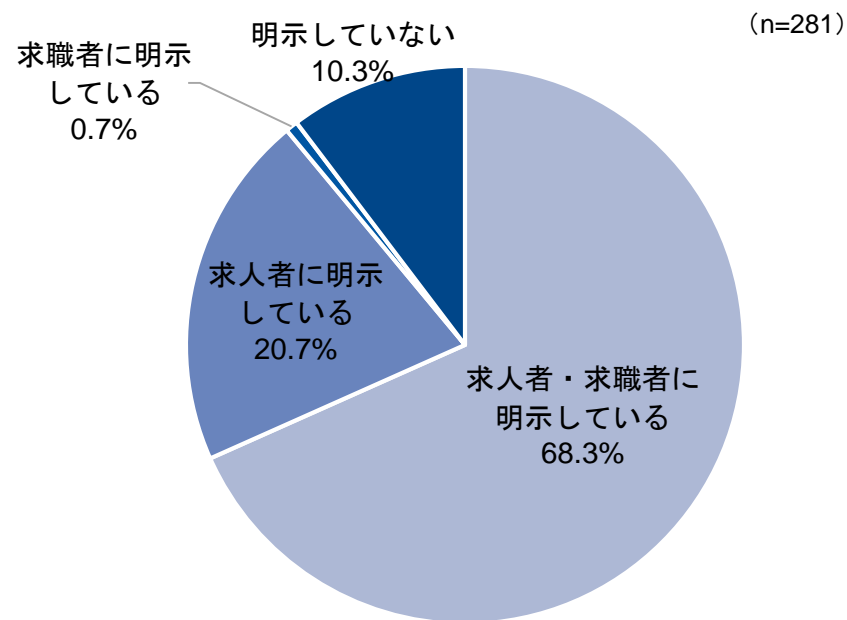
職業紹介事業者 ー 返戻金① ー

- ・ 返戻金制度を設けている事業者は、約6割
- ・ 返戻金制度の有無について、約7割の事業者においては求人者・求職者ともに明示している

2-1. 返戻金制度の有無 (※)



2-2. 返戻金制度の有無やその内容について、求人又は求職の申込みを受理した後、速やかに書面、FAX、電子メール等で明示しているか



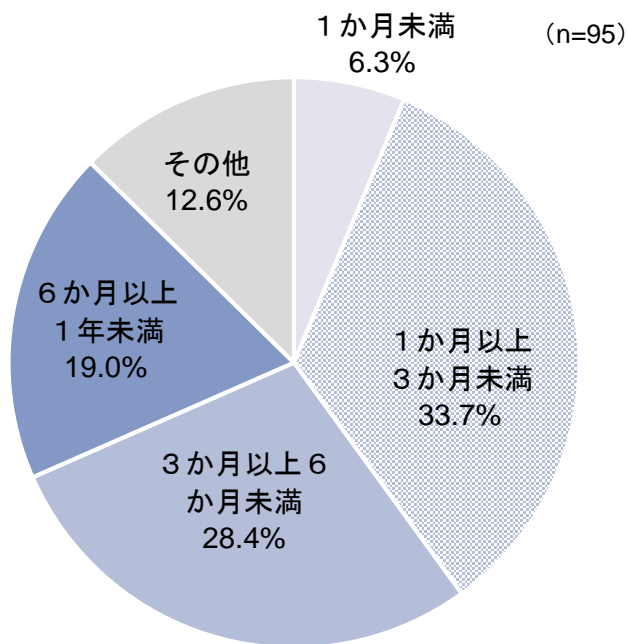
(※) 紹介により就職した者が早期に離職等した場合に、雇用主に手数料の全部又は一部を返戻する制度又はこれに準ずる制度

職業紹介事業者 — 返戻金② —

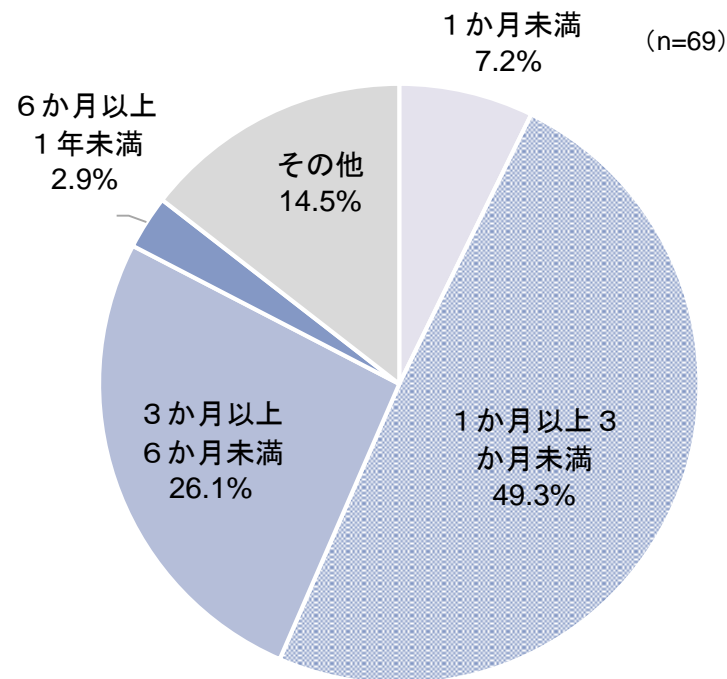
- ・ 就職後1ヶ月以上から3ヶ月未満で離職した場合に手数料の一部を返戻している事業者の割合が多い（同制度を設けている事業者の約4割）
- ・ 常用雇用が多い事業者について、返戻する期間が長くなっている。

2-3. 就職から何ヶ月以内に離職した場合に手数料の一部を返戻しているか

常用就職が多い事業者



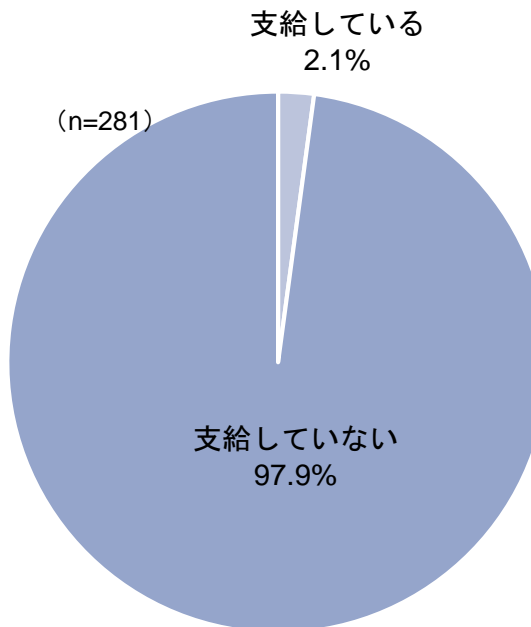
臨時・日々紹介が多い事業者



職業紹介事業者 — いわゆるお祝い金等 —

- ・ 求職者を勧誘するに当たり、お祝い金等の名目で金銭等を支給していない事業者は、調査対象の約98%
- ・ 紹介就職した無期雇用労働者に対し、その就職日から2年間の間に転職勧奨を行ったことがあるとする事業者はいなかった

1. 求職者等を勧誘するに当たり、お祝い金等の金銭を支給しているか



(参考) 募集情報等提供事業の個別事案に伴う業界団体への要請

- ・ 就活生の「内定辞退可能性」を推定し、本人の同意なしに募集企業に対して販売していたサービス（2019年8月廃止）を受け、厚生労働省からサービス提供事業者等に対し職業安定法に基づく指導を行うとともに、業界団体に対し募集情報等提供事業等の適正な運営を要請。

2019年9月6日業界団体への要請の主な内容

(1) 募集情報等提供事業としての事業範囲について

募集情報等提供事業は、労働者になろうとする者等の依頼を受け、当該者に関する情報を募集企業等に提供するものであり、個人情報の選別又は加工を行うことは認められないこと。なお、加工等を行った場合は職業紹介事業に該当すること。

(2) 個人情報の適切な取扱いについて

個人情報を取り扱う場合には、職業安定法及びその指針に基づき適切に対応すること。

(3) 個人情報のみだりな情報提供の禁止について

本人同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動に関する状況等を、本人があずかり知らない形で合否決定前に募集企業に提供することは、就活生の立場を弱め、不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど、就職活動に不利にはたらくおそれが高く、今後行わないようにすること。

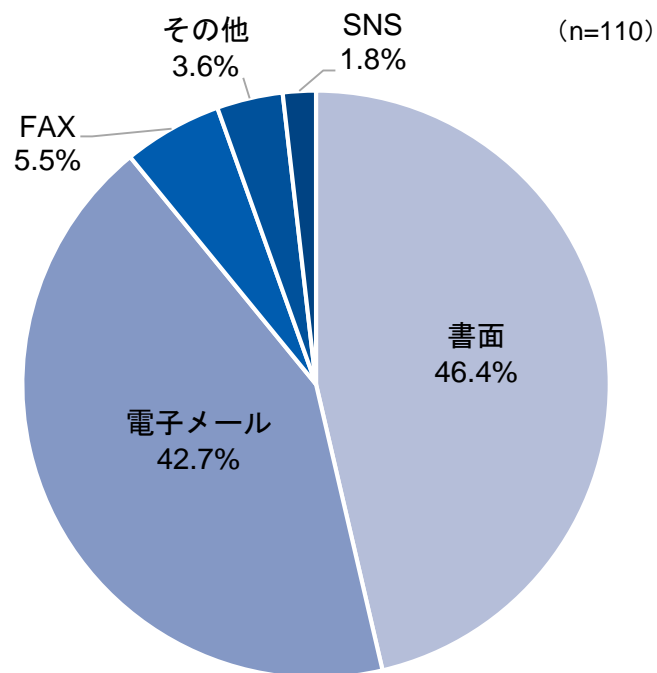
(4) 事案が生じてしまった場合の対応について

万が一、個人情報の不適正な使用等に係る事案が生じた場合は、利用者に対する丁寧な説明や再発防止策等必要な措置を講ずること。

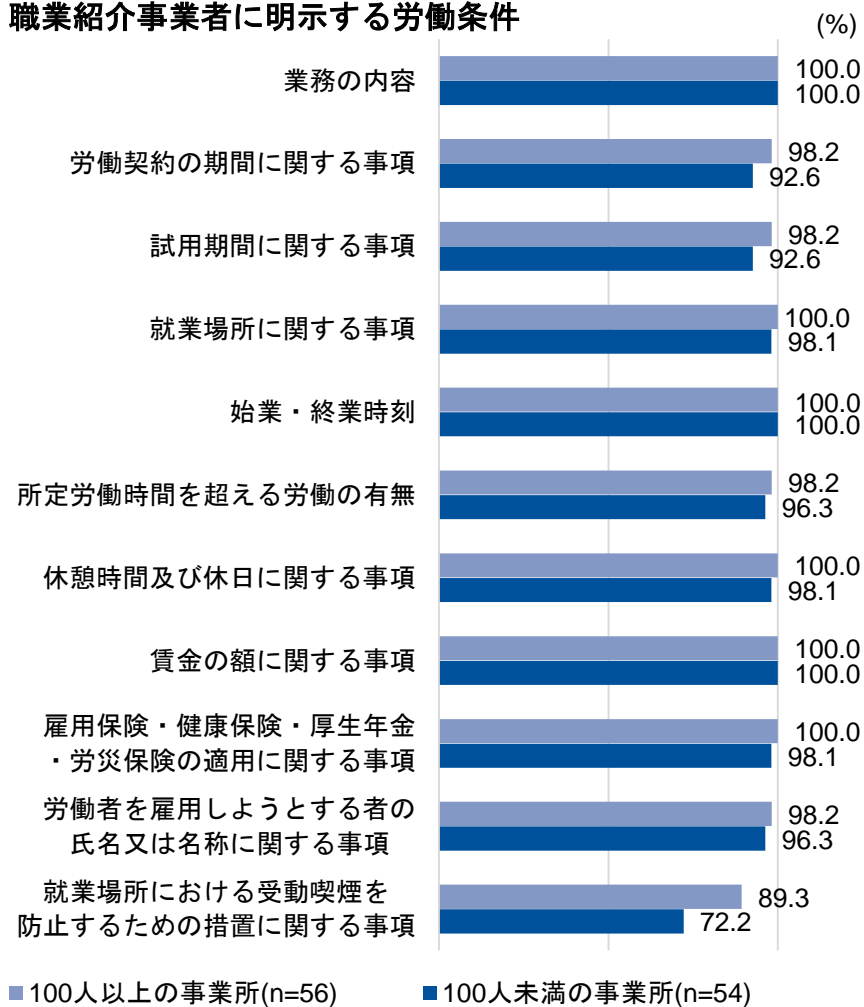
求人企業 — 職業紹介事業者への労働条件明示 —

- ・ 民間職業紹介事業者を利用している割合は約5割
- ・ 職業紹介事業者に対する労働条件明示の方法としては、「書面」若しくは「メール」によるものが大半

1. 職業紹介事業者への労働条件の明示方法



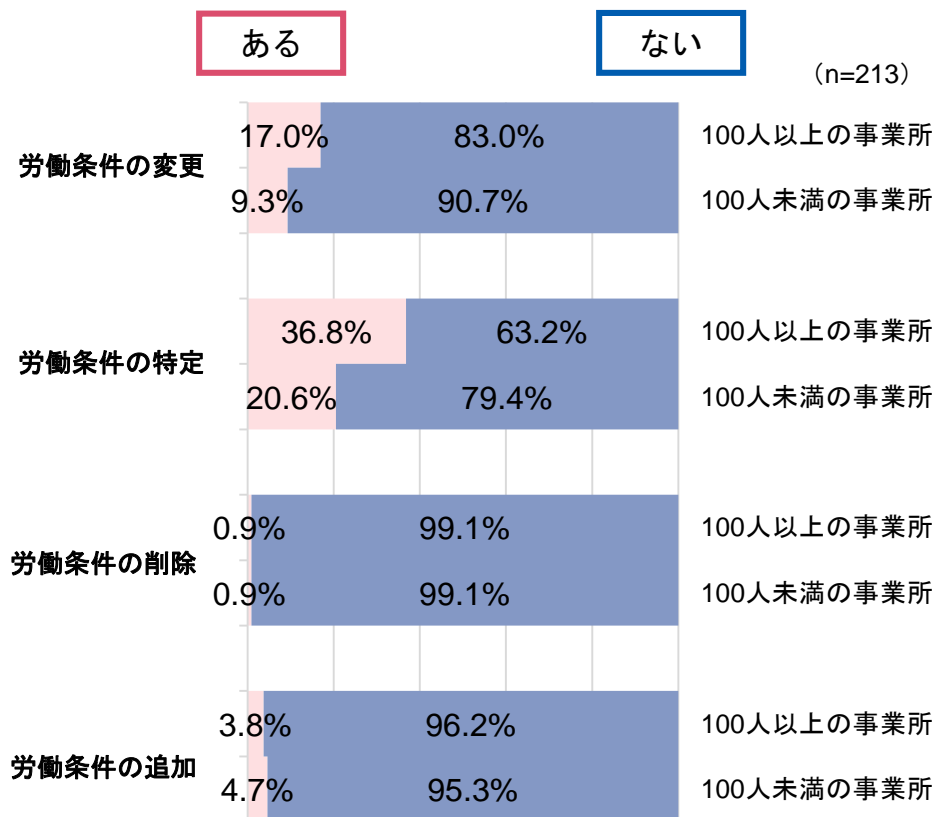
2. 職業紹介事業者に明示する労働条件



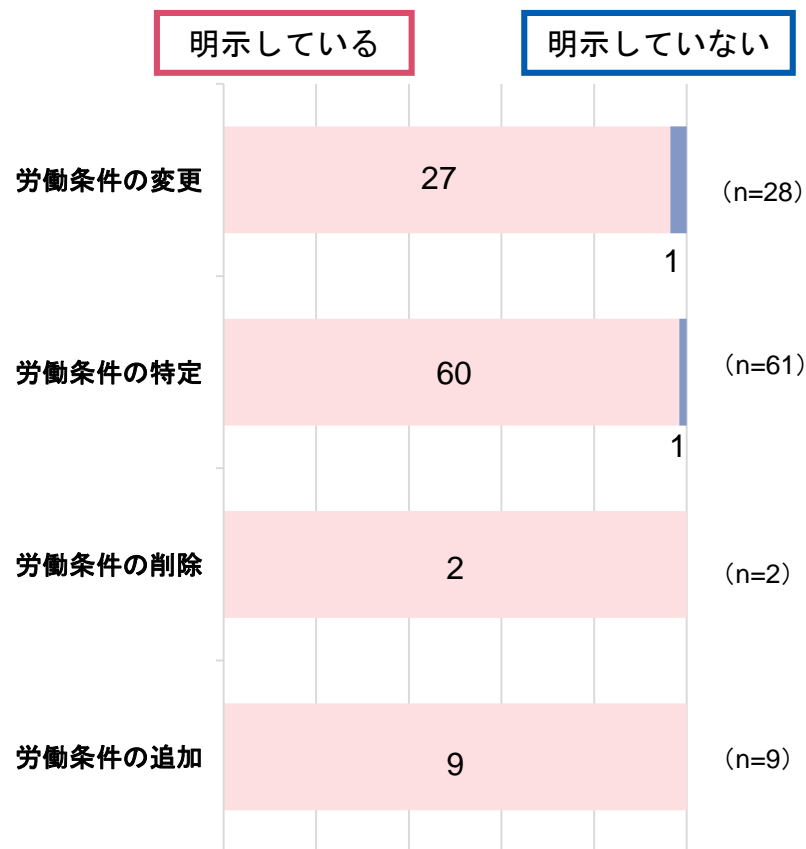
求人企業 — 労働条件変更の明示① —

- 「労働条件を変更したことはない」との求人者は、調査対象の約9割
- 労働条件を変更した場合の明示はほぼされていた
- 「労働条件削除」や「労働条件の追加」については大半の求人者が行っていない

1. 労働条件の変更等



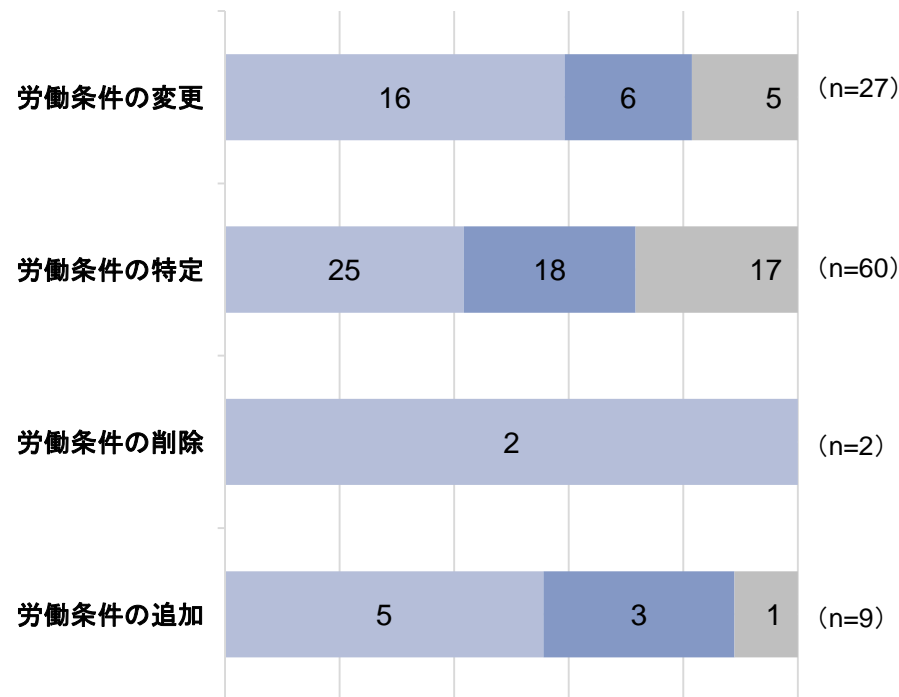
2. 労働条件変更等の明示状況



求人企業 — 労働条件変更の明示② —

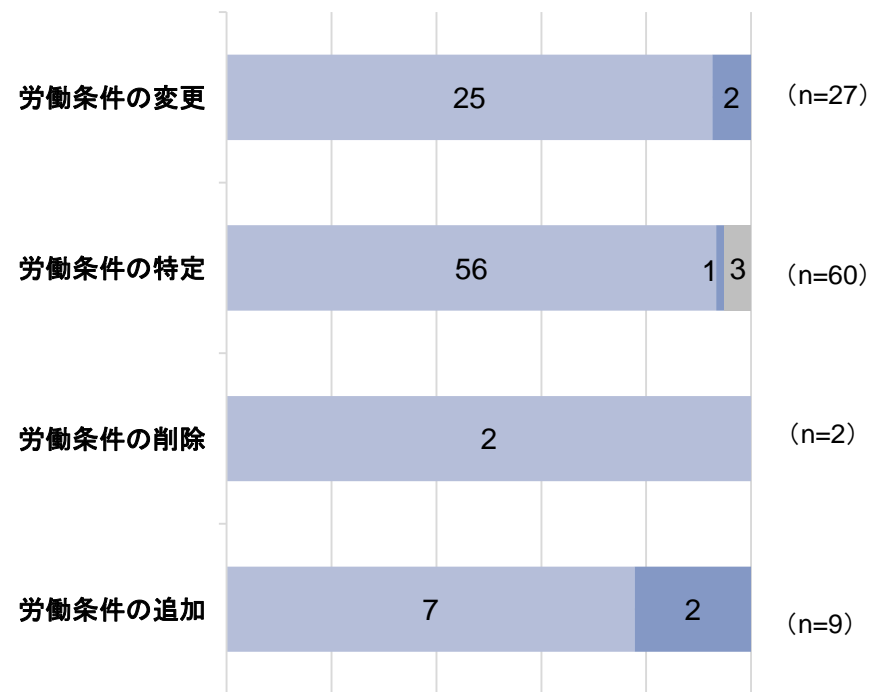
- ・ 変更内容の明示方法としては、当初の明示と変更後の内容を対照できる書面の交付によるものが約6割
- ・ 明示の手段としては書面によるものが約9割

3. 変更内容の明示方法



- 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付
- 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引く、着色する、脚注をつける等
- その他

4. 明示手段

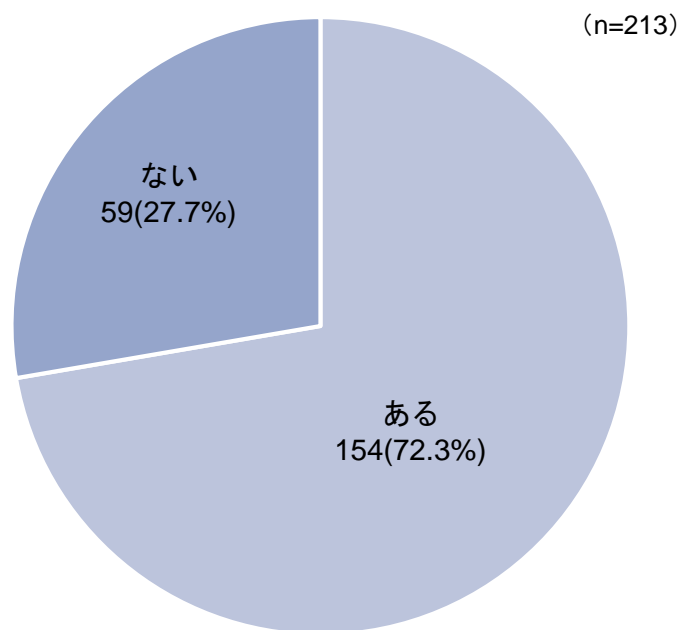


- 書面
- 電子メール
- その他

求人企業 — その他 —

- ・ ハローワークに申し込んだ求人について、民間職業紹介事業者等より「営業」を受けたことがあるとする求人は、約7割
- ・ 職業紹介事業者や求人メディアを利用したことにより手数料や広告掲載料について、トラブルが生じたとする求人はほとんどいない

ハローワークに申し込んだ求人について、職業紹介事業者や求人メディアから営業（利用の勧奨）を受けたことがあるか



労働者供給事業者

労働者供給事業者に関する義務

<労働条件明示>

- 労働者供給に当たり、供給される労働者にたいし、労働条件を明示しなければならない。（職業安定法、職業安定法施行規則、指針）
- 労働条件の明示は、供給される労働者と最初に接触する時点までに、原則書面により行わなければならないが、明示される者が希望した場合には、ファックス、電子メール等の方法によることができる。（職業安定法、職業安定法施行規則、指針）

<帳簿の備付け等>

- 必要な帳簿の備付けと事業の報告を行わなければならない。（職業安定法施行規則、局長通達）

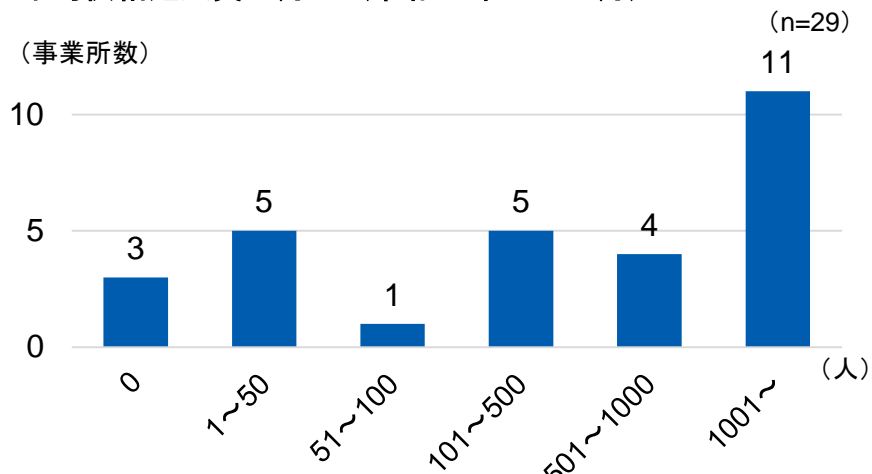
<その他>

- 供給される労働者でなくなる自由を保障し、民主的な方法により労働組合を運営すること（指針）
- 無料で労働者供給事業を行い、過度に高額な組合費を徴収しないこと（指針）
- 労働者供給事業者は、労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続きを適切にすすめるように監理すること（指針）
- 供給される労働者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備に努めること（指針）
- 従事する業務内容、従事する事業所の名称及び所在地、供給期間、労働条件に関する事項を含む供給契約を許可申請に添付すること（通達）

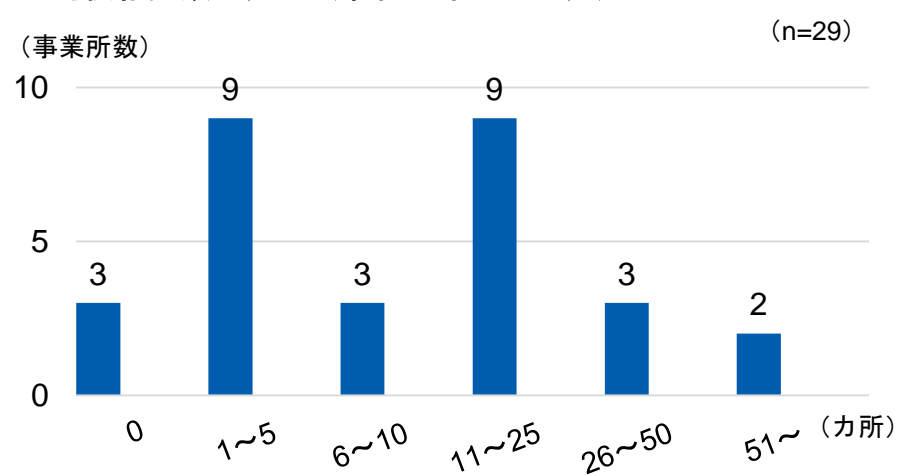
労働者供給事業者 — 組合員数と供給先 —

- ・ 一月当たり平均1000人以上の労働者供給を行っている事業者が多く、一月当たりの供給先の数についてはばらつきがある。
- ・ 供給先との供給契約において、包括的な労働条件について定めているケースが多い。

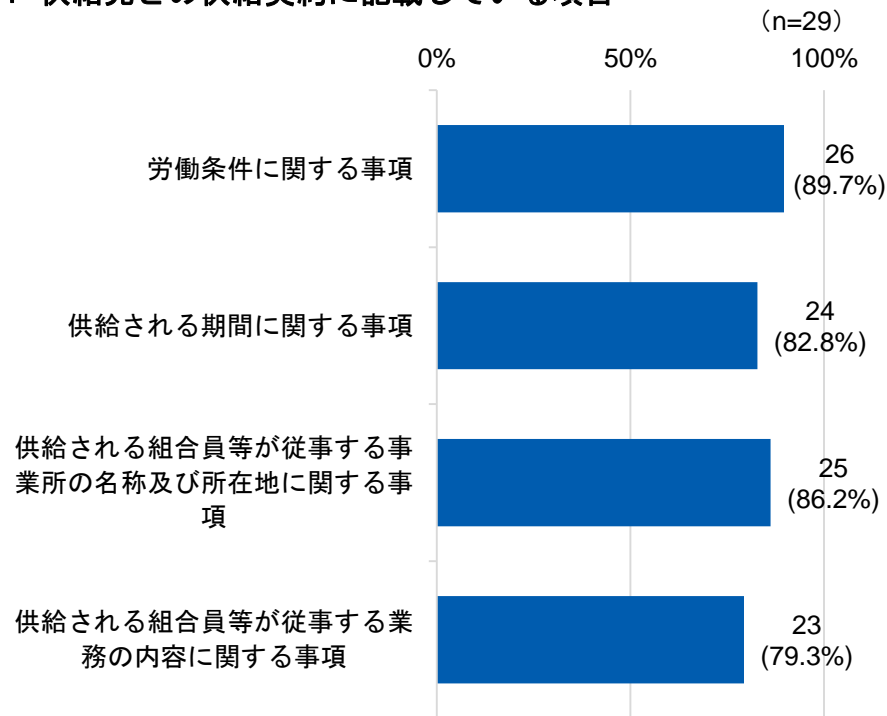
1. 平均供給延人員／月 (令和3年4～6月)



2. 平均供給先数／月 (令和3年4～6月)



3. 供給先との供給契約に記載している項目



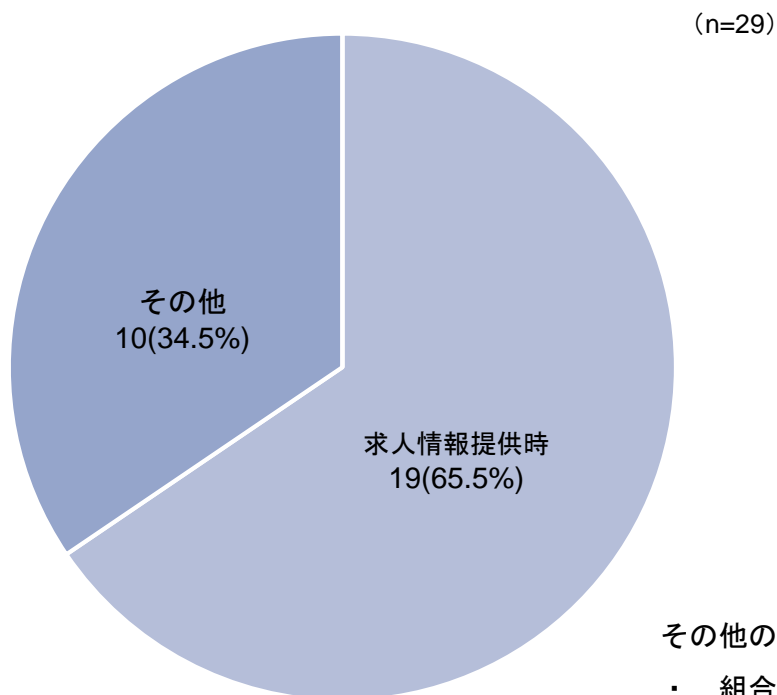
4. 供給先の実態の精査のための取組み (代表的なもの)

- ・ 組合員に対する聞き取り
- ・ 定期的な供給先への訪問
- 等

労働者供給事業者 ー労働条件の明示①ー

- 供給組合員に対する労働条件の明示のタイミングは、求人情報提供時が最も多く（約7割）、その方法は書面によるものが大半（約7割）

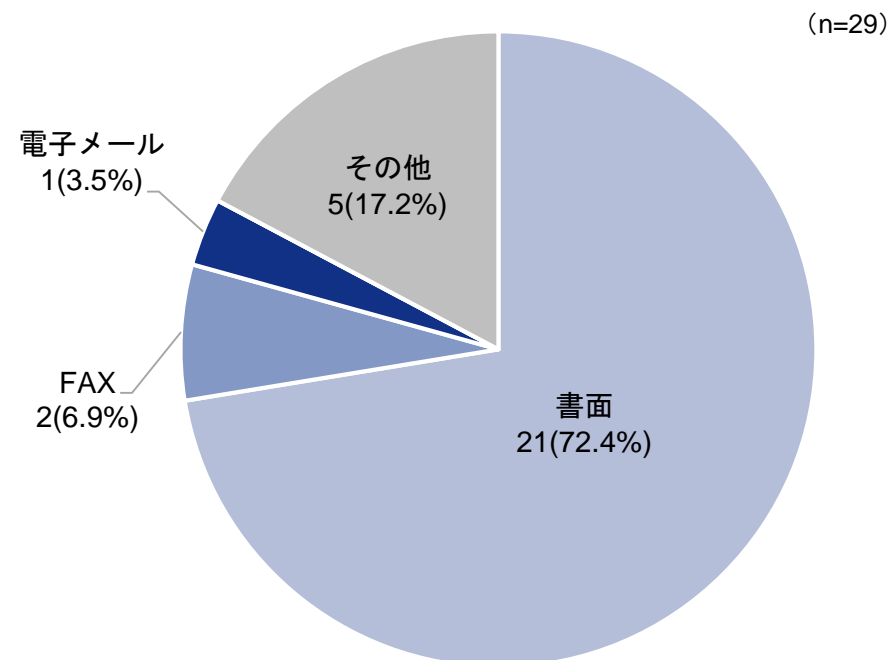
1. 供給される組合員に労働条件を明示する時期（最も多いもの）



その他の内容

- 組合加入時：3件
- 就業時：3件 等

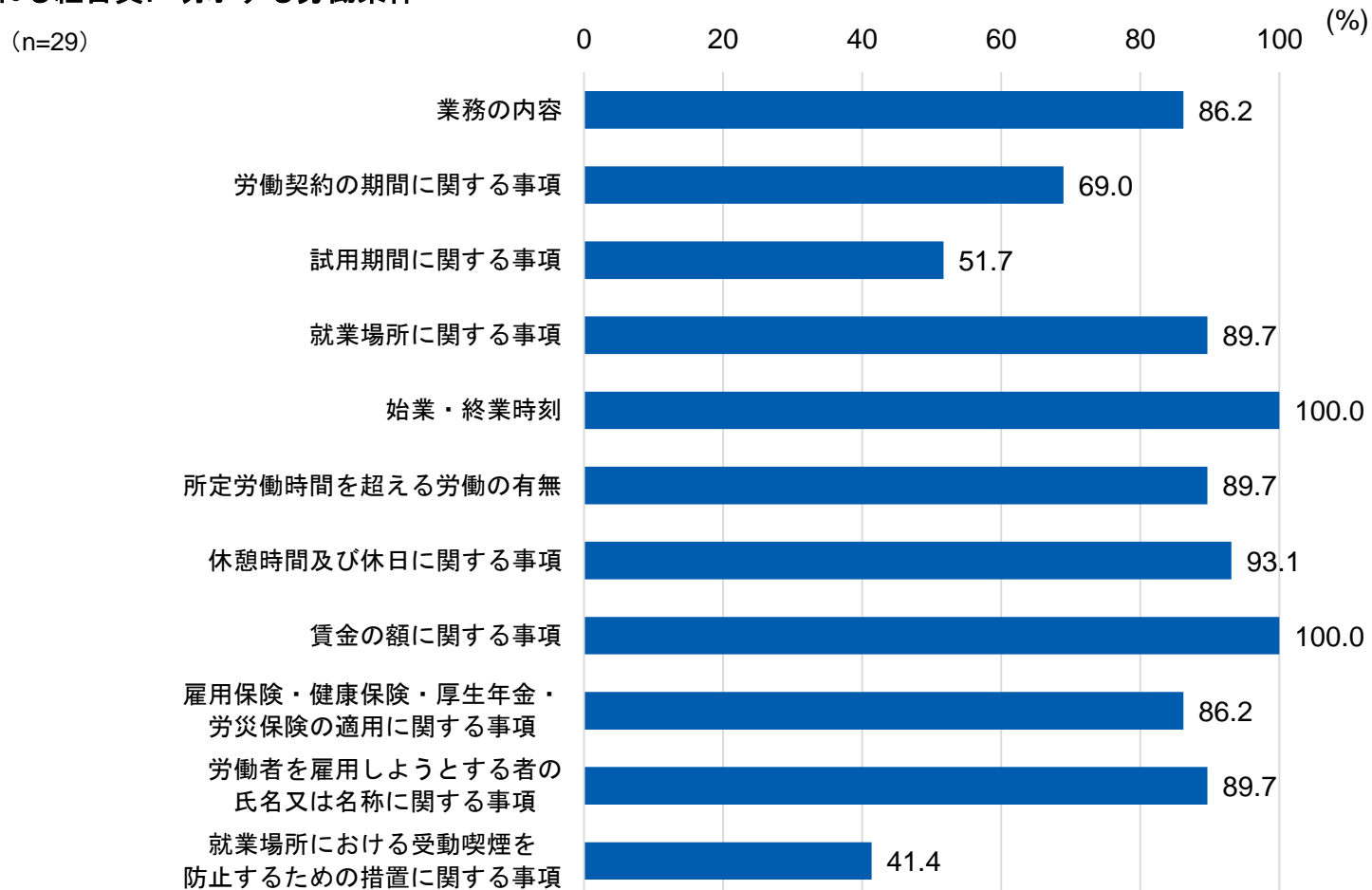
2. 供給される組合員への労働条件の明示方法（最も多いもの）



労働者供給事業者 — 労働条件の明示② —

- 供給組合員に示す労働条件に含んでいる項目については、「始業・終業時刻」、「賃金の額に関する事項」については全事業者が示しているものの、その他の項目について示していないとする事業者が一定確認された

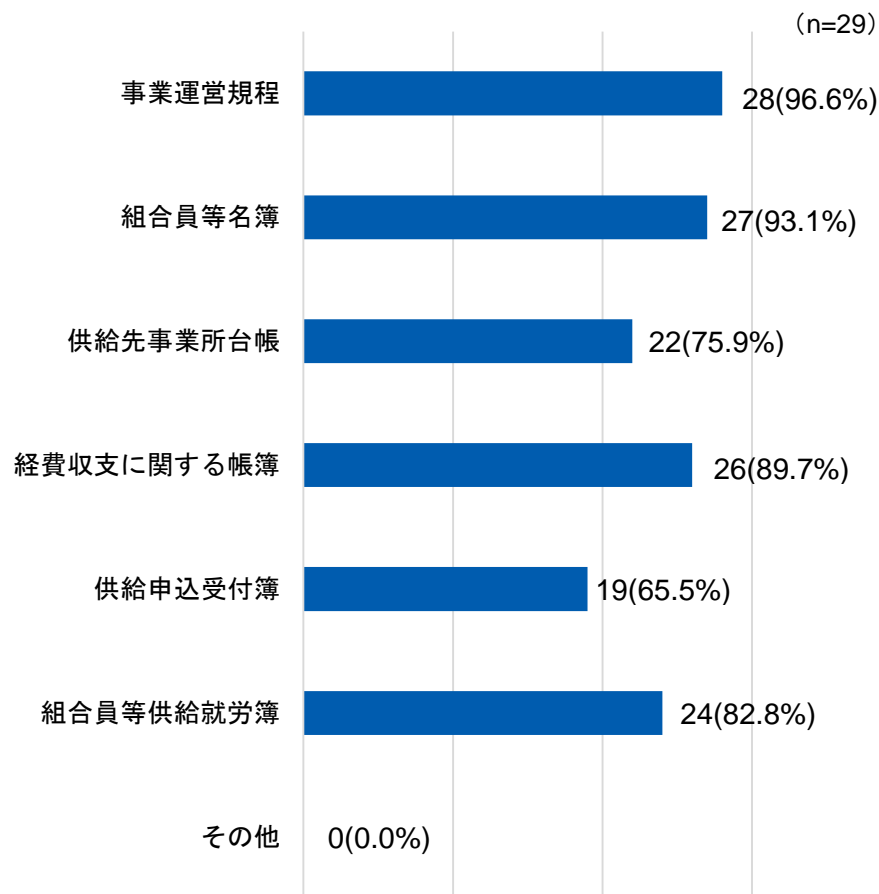
3. 供給される組合員に明示する労働条件



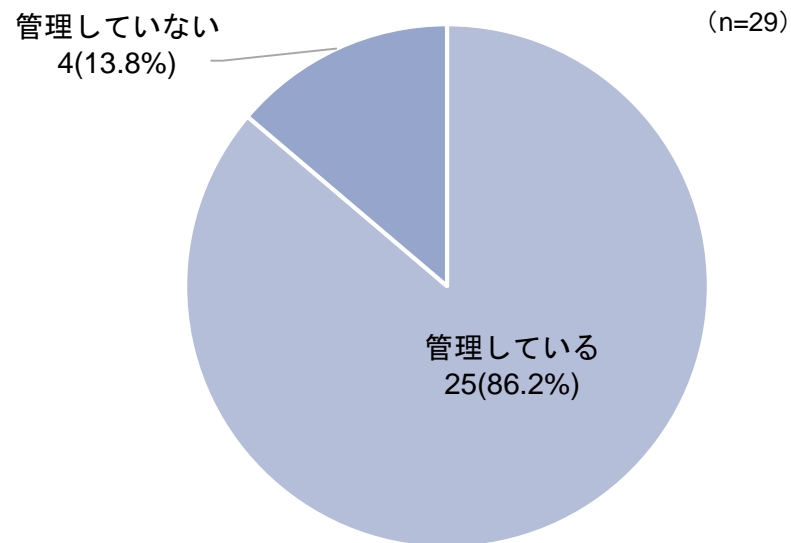
労働者供給事業者 一帳簿等一

- 供給先事業所台帳、供給申込受付簿等を備え付けていない事業者が一定確認された

1. 事業所に備え付けている帳簿書類



2. 供給される組合員の就業状況等を踏まえ、社会保険及び労働保険の適用手続きを進める管理を行っているか



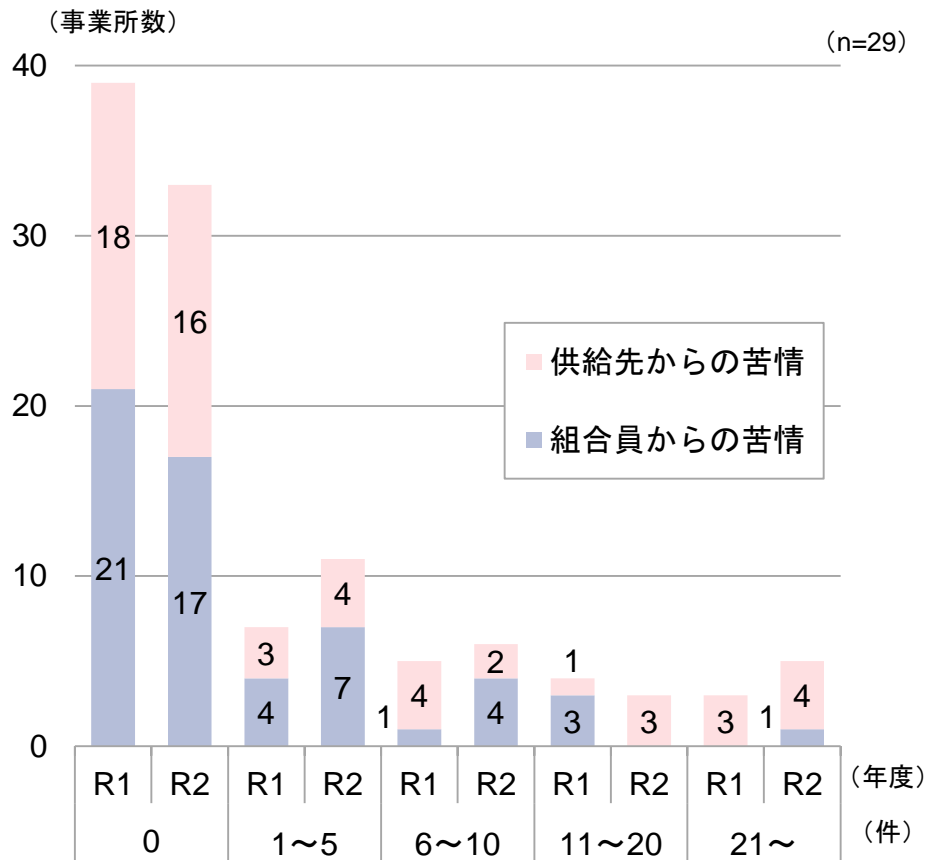
管理していない理由

- 供給が単発であり、常時雇用していないため。
- 供給先で管理されているため。組合員から相談があれば組合として供給先に依頼する。等

労働者供給事業者 ー 苦情処理 ー

- 供給組合員からの苦情実績がないとする事業者が多い（令和元年度 約7割、2年度 約6割）ものの、一定程度の苦情があることが確認された

1. 令和元年度・2年度の苦情件数



2. 苦情処理について実施している事項（局長通達記載項目）

(n=29)

あらかじめ苦情相談の窓口、苦情の対応方法等を明確にしている	25
事務所の労働者供給等に関する苦情の申出先として、知識・経験を有する団体の名称・所在地・電話番号について、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するとともに、パンフレット等を活用して周知に努めている	18
適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等必要な知識・情報の収集に努めている	24
苦情の申出を受けた年月日、内容、対応の経過等について、苦情の申出を受け処理に当たった都度記録等を行っている	10
苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努めるとともに、供給先等関係者と連携している	14
関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について、関係行政機関等と連携している	12
供給される労働者、供給先から苦情の申出を受けた管轄安定所、専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体等から苦情に関する連絡を受けた場合には、供給される労働者、供給先から直接苦情を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応している	13
苦情処理を行った場合、当該苦情処理の対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めている	15
苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮をした上で、苦情を申し出た者に対して、適切に結果についての報告等を行っている	14